漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項に基づき、京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)第4条第1項第1号に掲げる機船船びき網漁業のうち、さより二そうびき機船船びき網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月27日

京都府知事

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等 の数	船舶の総 トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	条件
機船船びき 網漁業(さよ	8 隻	5トン以下	京共第1号	別記1の 1	操業区域の 共同漁業権 の関係地区 に住所を有	別記 2
り二そうび き機船船び			京共第3、7号	別記1の 1		
き網漁業)			京共第 4、6、7 号	別記1の 1	する者	
			京共第 5、6、7 号	別記1の 1		
			京共第 22 号	別記1の 2		
			京共第 24 号	別記1の 3		

## 別記1

- 1 3月1日から6月30日まで
- 2 3月1日から6月30日まで、9月1日から11月15日まで
- 3 3月1日から5月10日まで、9月1日から10月31日まで

## 別記 2

- (1) 免許漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和7年1月6日から令和7年2月5日まで
- 3 許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。